

200801039A

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

(政策科学推進研究事業)

子どもへの性的虐待の予防・対応・
ケアに関する研究

平成20年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 柳澤正義

平成21(2009)年3月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

(政策科学推進研究事業)

子どもへの性的虐待の予防・対応・
ケアに関する研究

平成20年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 柳澤正義

平成21(2009)年3月

目 次

I. 総括研究報告書

- 子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 ······ 1
柳澤正義

II. 分担研究報告書

1. 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待
初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究 ······ 15
玉井邦夫、山本恒雄
2. 児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究 ······ 31
山本恒雄、才村 純、津崎哲郎、増沢 高、加藤典子、渡邊治子、川中梨津子、
鈴木浩之、佐々木智子、長谷川 愉、有村大士、板倉孝枝、佐藤和宏
3. 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究 ······ 83
庄司順一、山本恒雄、仲 真紀子、丸山恭子、倉石哲也、関守麻紀子
4. 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究 ······ 109
岡本正子、八木修司、山本恒雄、小杉 恵、丸山恭子、藤原慶二、塩見 守、
山野泰弘、永井 享、新美裕之、中村有生、原田旬哉、高田豊司、三好真由美、
坂井加世子、榎本理香、薬師寺順子、渡辺治子、木村百合、西本美保、伊庭千恵、
三浦由紀、林 めぐみ、南 まどか、久保田富紀、澤井晴子、松本佳奈

- III. 研究成果の刊行に関する一覧表 ······ 137

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
総括研究報告書

子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究

研究代表者 柳澤正義 日本子ども家庭総合研究所長

研究要旨

本研究は、児童福祉領域、特に児童相談所を中心とした性的虐待への対応及びケアに関する具体的なシステムの構築を目的とする。先行研究や性的虐待への対応実態を踏まえながら、虐待を早期に発見しやすい立場にある学校や子どもに関係する機関、対応における中核的機関である児童相談所、虐待を受けた子どもの中長期的ケアを担う児童福祉施設等の各機関を対象に、それぞれ対応やケアのためのガイドラインの策定を行い、効果的な対応・ケアに資するものである。

本研究は、以下の分担研究で構成する。①教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究、②児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究、③性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究、④性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究。

研究は3年計画で実施され、初年度である本年度は概ね実情把握と課題整理、具体的な課題解決方向について研究を行い、ガイドライン案の作成を目指す。2年目にはガイドライン案を実践現場において試行し、3年目にはガイドライン案の試行状況を踏まえ、最終的なガイドラインを策定する。

4つの分担研究は、それぞれ関連しあう領域について相互に情報を交換し、特に全国児童相談所のアンケート調査については、分担研究②と、分担研究③が共同で実施し、それぞれに結果の分析を行った。以下、分担研究ごとに方法と結果の概要を記す。

分担研究①

学校現場における性的虐待事例との遭遇実態を把握するための調査を行った。学校現場には、性的虐待に関して「疑い」と「通告」の中間段階にある「通告に踏み切る心証形成」ともいうべき段階があることを想定し、性的虐待の把握から通告に至るプロセスの実態を明らかにするべく、教員を対象とする調査票を作成した。調査対象は、全国の国公私立の幼・小・中・高・支援学校 53,286 校から 2% にあたる 1,066 校を抽出し、校種別学校数に応じて配分し、調査票を郵送した。

本年度末に回収し、次年度、集計・解析を行う。

分担研究②

全国の児童相談所へのアンケート調査による現状把握と、性的虐待相談対応における先駆的な取組をしている2つの府県の児童相談所職員から聴き取り調査を行った。これらを踏まえて児童相談所向けの性的虐待対応ガイドライン案を作成し、次年度、いくつかの児童相談所において試行し、その評価を行う。

分担研究③

欧米で行われている forensic interview(ing)の制度、手法について情報収集を行い、わが国でそれらの導入を先駆的に試みている児童相談所に対する聴き取り調査等を通じて、わが国の児童福祉法上、法的妥当性のある証言が確保できる子どもの性的虐待「被害確認面接」を開発し、児童相談所における性的虐待対応ガイドラインに組み込む。

分担研究④

児童養護施設と情緒障害児短期治療施設において、性的虐待を受けて入所している子どもと施設において性的問題行動を示す子どもの実態に関する調査を行った。それらの結果を踏まえて、性的虐待を受けた子どもの施設入所後の対応のあり方について具体的に検討し、中長期的ケアのための試行的ガイドラインを作成する。

研究分担者

玉井邦夫 大正大学人間学部教授

山本恒雄 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部家庭福祉担当部長

庄司順一 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部福祉臨床担当部長

岡本正子 大阪教育大学教育学部教授

A. 研究目的

本研究は、児童福祉領域、特に児童相談所を中心とした性的虐待への対応及びケアに関する具体的なシステムの構築を目的とする。先行研究や性的虐待への対応実態を踏まえながら、性的虐待の被害事実確認のための面接技法や児童福祉施設等における中長期的ケアのあり方について検討を

行うとともに、虐待を早期に発見しやすい立場にある学校や子どもに関係する機関、対応における中核的機関である児童相談所、虐待を受けた子どもへの中長期的ケアを担う児童福祉施設等の各機関を対象に、それぞれ対応やケアのためのガイドラインの策定を行い、効果的な対応・ケアに資する

ものである。

本研究は、以下の分担研究で構成する。①教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究、②児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究、③性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究、④性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究。

本研究の特色は、先行研究では、調査対象となった機関が所在するエリアが限定されているのに対し、本研究では、全国エリアでの実態把握を行うこと、さらに、先行研究におけるガイドラインは仮説的な提示に終わっているが、本研究では、実践現場での試

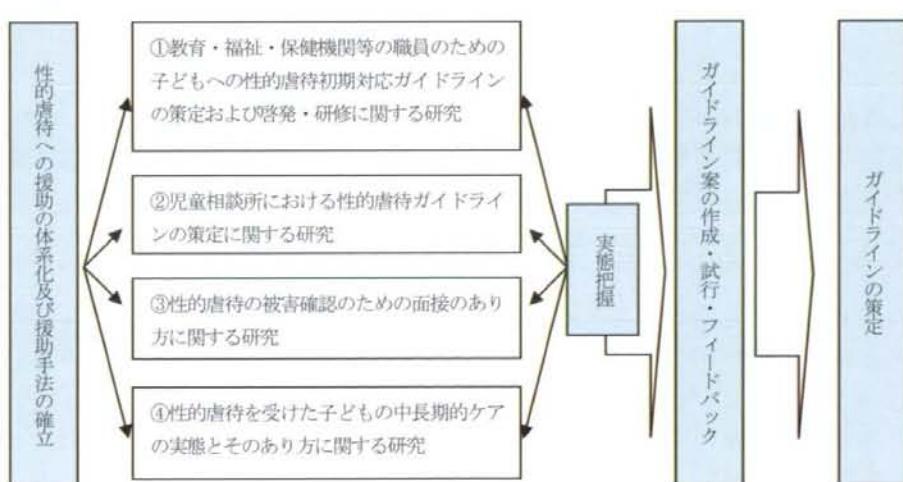
行及びそのフィードバックを経て、より実用性の高いガイドライン策定を図るところにある。

B. 研究方法

本研究は、4つの分担研究で構成されているが、各分担研究の研究テーマは相互に関連していることから、研究全体の整合性、総合性を確保するため、研究代表者は分担研究間の調整等、全体的な統括を行った。

研究は3年計画で実施され、初年度は概ね実情把握と課題整理、具体的な課題解決方向について研究を行い、ガイドライン案の作成を目指す。2年目にはガイドライン案を実践現場において試行し、3年目にはガイドライン案の試行状況を踏まえ、最終的なガイドラインを策定する。

(流れ図)



1. 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究（研究分担者 玉井邦夫）

子ども虐待の最初の発見者、通告者となることが多く、また子どもと家族の最新の現況についての情報把握をする立場にある学校・福祉・保健機関等の職員のための性的虐待の初期対応ガイドラインを作成し、子どもからの情報聴取の方法、迅速で正確な通告と相談機関との効果的な連携など、性的虐待を受けた疑いのある子どもの安全を守るうえで重要とされる事柄について情報発信する。また通告や初期対応に関連する研修プログラムのための参考データについても検討する。

具体的には、わが国の学校現場における性的虐待事例との遭遇実態を把握するための調査を行った。調査にあたっては、最近の調査研究、性的虐待固有の文化的・情緒的・個人的課題、学校における子ども虐待の把握から通告に至るプロセス等に検討を加える。調査対象の選定については、性的虐待に関する対応経験を持つとみられる学校現場に広く調査が実施できるように、対象抽出に工夫を加えた。本分担研究は、他の分担研究が担当する児童相談所の対応ガイドラインの策定と連続するものであり、相互の情報交換と検討を行いつつ作業を進める。本年度は、学校現場への調査内容・対象の検討を行ったうえで、調査を実施し、次年度以降に調査結果の集

計・解析を踏まえたガイドラインの策定、及び研修等の検討に入ることとする。

2. 児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究（研究分担者 山本恒雄）

児童相談所における性的虐待への対応実態（医学的診断に関する実態把握を含む）につき、全国の児童相談所へのアンケート調査を実施して、現状を把握した。性的虐待相談対応における先駆的な実践例について、直接児童相談所職員からの聴き取り調査を行った。また、基礎的な情報として欧米の対応体制、及び性的虐待被害確認のforensic interview(ing)についても情報収集を行った。次年度、これらを踏まえて児童相談所向けの性的虐待対応ガイドライン案を作成する。このガイドライン案をいくつかの児童相談所の現場で試行し、その精査を経て最終的なガイドラインを策定する。ガイドラインには、非加害保護者の問題への対応・態度が子どもの予後に大きく影響すると考えられることから、非加害保護者への支援のあり方も含めることとする。

本分担研究は、通告とその対応については、分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究」、被害確認については、分担研究「性的虐待の被害確認のための面接のあり方にに関する研究」、事後の指導課題について

では、分担研究「性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究」、の調査研究結果を一部包括して全体の対応体制とする。

3. 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究（研究分担者 庄司順一）

性的虐待への対応では、虐待被害を裏づける客観的事実の把握が特に重要となる。このためには、被虐待児の心理に配慮しながら被害の事実確認を行うための面接技術が要求されるが、わが国では一部の児童相談所などで欧米で開発された forensic interview(ing)の手法が試行的に導入されているだけである。本分担研究では、これら先駆的な実践例を分析するとともに、その基礎となった欧米の性的虐待被害確認面接（一般には「司法面接」と訳され呼ばれることが多い：forensic interview(ing)）についても資料、経験者から情報収集した。またアンケート調査による全国の児童相談所の現状把握も踏まえ、わが国の文化やシステムの中で実用性のある面接技法を研究開発する。本分担研究から得られた知見を児童相談所の対応ガイドラインに盛り込む。本年度は、先駆的な実践例の分析と、わが国における性的虐待の被害を裏づけるための事実確認面接のあり方を検討し、次年度に向け、試行的な面接技法手順、実施上の準備を進めた。

4. 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究（研究分担者 岡本正子）

性的虐待を受けた子ども達に対する中長期的ケアの体制や方法論の確立は、非加害保護者への支援と並行して重要な課題である。性的虐待のために分離保護された子どものケアについては、児童養護施設や情緒障害児短期治療施設などの児童福祉施設や医療機関などが担当するが、これら機関におけるケアの実態を把握するとともに、先行する研究を参照しながら、児童福祉施設を中心とした中長期的ケアに関するガイドラインの策定を目指す。具体的には、アンケート調査と先行研究の検討によって、まずガイドライン案を作成し、試行・フィードバックを経て、最終的なガイドラインを策定する。今年度はいくつかの児童養護施設、情緒障害児短期治療施設における性的虐待を受けてきた子どもへの援助実態についての調査を実施し、集計・解析を行った。

（倫理面への配慮）

本研究では、教育・福祉・保健機関、児童相談所、児童福祉施設等における性的虐待への対応実態を把握するため、これらの機関から事例を収集することになるが、調査に際しては、個人情報の扱いに留意し、個人が特定されるような情報項目は極力排除するとともに、分析は数値的に処理し、集計結果のみを公表する。個別情報は部分的な情報に限定、かつ一般的な選択項

目や数値化した情報として扱うが、情報の性質上、当該個人から同意を得ることは困難であり、それぞれの相談・援助関係に支障をきたす危険性もあるところから、回答は、無記名かつ調査対象である個々の機関として許容される範囲内の情報提供とし、それをもって情報提供の同意とする。また集計・解析を終えた原資料は廃棄処分する。これらの要件について、日本子ども家庭総合研究所研究倫理委員会の審査・承認を受けている。

C. 研究結果

4つの分担研究は、それぞれ関連しあう領域について情報交換を行った。特に全国児童相談所のアンケート調査については、分担研究「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」と、分担研究「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」が共同で実施し、それぞれに結果の分析を行った。

1. 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究（研究分担者 玉井邦夫）

学校は、子どもと保護者に関しては、まず家庭との協力関係や理解を得ること、地域や家庭との連携を重視することを要請されている。そのため児童虐待対応においても特にその確証が得にくい性的虐待については、家族との関係をどう扱うか悩み、また何とか虐待の確証を求める努力を続けるな

どして、組織として通告する意思決定のための時間が必ず必要になる。こうした状況を踏まえ、本分担研究での調査では、学校現場に「疑い」と「通告」の中間段階にある「通告に踏み切る心証形成」ともいうべき段階があることを想定し、性的虐待事例との遭遇を、「今年度に回答者である教員自身が疑って通告」、「前年度以前からすでに把握され、通告されていた事例」、「今年度に疑いを抱いたが、現在でも通告していない事例（「心証形成」段階の事例）」の3つのパターンに分けて調査をすることにした。

性的虐待は学校現場では本人の訴えによって事態を初めて認知・把握する例が多い。性に関する事柄には、社会的なタブーや個々人の価値観、感情、個人的な感情や戸惑いが生じやすい。性的虐待の告白には、しばしば秘密にするとの約束が伴うが、これも性にまつわる固有の感覚が強く影響している。本分担研究ではこのような背景を考慮して、個人情報の特定が可能な限り排除できる形を工夫しながら、どのような事態で教員がどのような対応をしたのかを具体的に把握できるように調査項目を検討した。

学校現場では担任の交代などの人事異動が頻繁であるため、現場での経験を尋ねる際、時期の選定が重要となる。今回の調査では当事者自身の経験に基づく具体的な対応過程についての質問を重視し、できる限り「今年度」の経験から回答できるよう、調査時期を年度末に設定した。また性的虐待対

応の実際の経験に基づく回答と当事者の意識調査を目的とするため、サンプルとしては以下の条件を満たす調整を必要とした。ひとつは全国調査として的一般性であり、調査が全国の各学校種別ごとの代表値となるように、学校種別ごとに一定の割合で選定すること、もうひとつは虐待相談の中でもまだ少數例しか表面化していない性的虐待についての調査であることから、虐待について、それなりの集積をみている可能性の高い領域があれば、サンプル設定の段階で重点的に調査できるように工夫することを考えた。

全国の国公私立の幼・小・中・高・支援学校のリストを用い、全国 47 都道府県と 18 政令市について、児童生徒数で「多人数群」と「少人数群」に分類した。全国の学校数 53,286 から、この 2% にあたる 1,066 校を抽出し、幼・小・中・高・支援の校種別学校数に配分した。幼稚園 274 園、小学校 450 校、中学校 220 校、高等学校 106 校、支援学校 22 校を調査対象校として調査票を郵送した。

最後に調査対象者であるが、実際の子どもとの接点が日常的にあり、何らかの子どもの異変に気づく可能性が高い立場の教員に的を絞って調査することとし、校長・教頭等、直接の児童・生徒の監督・管理を担当しない管理職を外して設定した。現在、調査は集計途上であり、その具体的な検討は次年度の課題となる。

2. 児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究(研究分担者 山本恒雄)

全国の児童相談所への調査からは、性的虐待問題への相談機関の関心の高さ、性的虐待対応の専門性の充実に関するニーズの高まり、及び法的立証性のある調査手法や子どもの確実な安全確保についての具体的な手法になお多くの課題があることが明らかになった。欧米式の forensic interview(ing)（「司法面接」と日本語訳されることが多い。）による専門的な被害事実確認手法については、現状ではまだごく一部の児童相談所において導入されているのみであり、多くの児童相談所は従来の社会調査における客観性の確保の観点に工夫を加えて、複数の面接者設定や面接時録音を導入して客観性の確保に努めつつある実態が明らかとなった。わが国の児童福祉の立場からの独自の立証面接の確立が必要であり、これを「司法面接」と区別して「被害確認面接」と呼ぶことを提案した。

先駆的な取り組みの聞き取り調査においては、初期対応調査と判断のシステム化、法的証拠性のある情報聴取の初期からの一貫した情報管理と被害確認面接、医療診察を含む被害確認作業の重要性が浮かび上がってくるとともに、日本におけるそれら多職種の専門性の協働のための社会資源整備に多くの課題があることも明らかとなった。

また、非加害保護者へのサポートと、

被害をうけた子どもへの援助への非加害保護者の参加が、子どもの回復に関する良好な予後のカギとなることが従来指摘されているが、日本の虐待対応のシステムにおいては、非加害保護者と加害者の生活が虐待問題への介入後も継続される頻度が高いことによる独自の困難性と児童福祉におけるアプローチにおける独自の課題も確認された。

次年度は、これらの調査結果の分析をさらに進め、分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」及び分担研究「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」の研究結果を取り込んで、児童相談所における性的虐待対応の試行的ガイドラインを策定し、実際の相談現場の協力を得て、その有効性と課題についてのモニター情報を収集する。最終的にはそのモニターによる情報のフィードバックを得て、現段階における児童相談所の性的虐待対応についての基本的ガイドラインの策定を目指す。

3. 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究（研究分担者 庄司順一）

子どもへの性的虐待の被害調査について、欧米では forensic interview(ing) と呼ばれる特殊な専門的面接が、福祉・刑事司法で共同実施されており、わが国でも一部の児童相談所でその技法に基づく調査面接

の導入が試みられてきた。本分担研究では、欧米での forensic interview(ing) の制度・体制についての情報収集、わが国において先駆的な取り組みを行ってきた児童相談所への聞き取り調査等を通じて、わが国に適用しうる被害確認のあり方を模索した。わが国では児童福祉と刑事司法は区別される法制度、組織体制にあり、虐待対応としては、まず、児童福祉法上、法的妥当性のある証言が確保できる子どもの性的虐待被害確認のための面接を開発することとした。この面接は、欧米の forensic interview(ing) やその訳語としてわが国で使われ始めている「司法面接」とは区別して「被害確認面接」と呼ぶことを提案した。

先駆的な取り組みを行っている児童相談所の調査からは、チーム対応の重要性と相談初期対応全体の対応システムの構築が重要な課題であることがわかった。具体的な面接においては 1 対 1 面接をビデオ録画しつつ、チームでバックアップするアメリカ型と、面接においては 2 対 1 (1人が面接、もうひとりが記録) での面接と録音・筆記記録を原則としていたイギリス型の方法が認められた。全国の児童相談所に対する調査によれば、わが国の児童相談所の現段階での標準的な対応は児童福祉司による社会調査面接の工夫の範囲内で、2 対 1 での面接が比較的多く実施されているようであった。

本分担研究では、児童福祉法上の対

応根拠としての法的妥当性、客観性を確保できる面接技法について、欧米のforensic interview(ing)の技法を参照しながら、さらに日本の児童福祉対応における課題を加味しつつ、その基本的な要件を整理した。今後は研究の成果も踏まえ、性的虐待対応についての試行実践に耐える法的な被害確認面接の手順・技法の確定とその研修方法、フォローアップトレーニングなどについての検討に入る。

4. 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究（研究分担者 岡本正子）

性的虐待対応では、子どもの安全確保のためには虐待者との接点の無い環境に子どもを安全に保護することが重要であり、そのため分離保護による施設での援助が重要な役割を担う。また性的虐待では心的外傷性の様々な問題、解離症状や性的問題行動の出現率が極めて高く、その意味からも施設援助を周到に整備していくことが重要となる。これについて児童相談所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設の職員、スクールカウンセラー、児童精神科医等との検討を通じて明らかになってきたのは、子どもの性的虐待や性暴力被害の既往歴が施設入所時においてはかなり曖昧なままである事例が多いこと、施設における問題行動の出現をもって初めて過去の性的虐待被害体験が明らかとなる事例が潜在している可能性などであった。

また性的問題行動への施設での支

援策については、子どもが虐待等によって受けたダメージの程度、問題行動の質、対応の現実性等からいくつかのレベルに区分した対応策を考えられることが確認された。

こうした検討を受けて、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設に対する調査では、①性的虐待を受けたことが明らかで施設入所した子どもと、②性的虐待の有無に関わらず、施設において性的問題行動を示している子どもを対象とした調査を実施した。

結果的には、施設内で性的問題行動を示している子どもの4割が過去に性的虐待を受けたことがあきらかとなってきており、またその半数近くが施設入所後の被害発覚であることが明らかとなった。さらなる分析と、他の研究班との統合のための具体的な対応策の整理、試行的なガイドライン作成については次年度以降の課題とする。

D. 考察

児童福祉各領域における性的虐待対応の全国的な標準としての実務的ガイドラインの開発を目指す本研究は、いずれの分担研究においても、実際の各領域で現に進行中の対応作業の現況を把握し、それを適切に強化することを目指しているが、同時に何らかの新しい手法の導入は少なからず現場の体制整備に負荷をかけ、また実際の対応においても一定の導入期としての工夫を強いることが避けられない。こうした実務現場での全国標準

的な手法の開発を意図した基準化のためには、各分担研究ともに今年度は実態調査とその分析がきわめて重要な位置を占めることとなった。

通告の段階を扱う分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究」では、教育機関の役割が特に重要であり、その調査のための準備に多大な時間を要し、調査実施が年度末になった。調査結果の分析は次年度の課題となっているが、その結果と児童相談所の対応ガイドラインや被害確認面接による被害事実の聴取との統合化が今後の重要な課題となる。また同時にそれらの全体的な対応システムにおける通告現場の役割の整理に関しては、性にまつわる文化、地域性、個人的要素、ジェンダーバイアス（男性性、女性性による認知・判断傾向の偏り）への対応など、性的虐待問題を扱ううえで最も基本的な事項を課題としており、その対応が重要である。

児童相談所における対応ガイドラインの策定に関する分担研究は、全国の児童相談所の対応実態把握をもとに、わが国における法制度、各機関の役割、地域状況等も参照したうえで、基本的な対応システムの構築のためのガイドラインの策定を目指しているが、調査によれば全国の児童相談所の経験知、体制、関係機関情報、地域状況にはかなりの幅があり、一律に全国標準化を目指すことは容易でない。ただ、性的虐待相談対応のための専門

性の充実と被害確認の法的な立証性を確保するための面接の重要性は広く認識が進んできており、相談対応の専門性について、一定の基準表示が必要となっている状況も認められ、試行モデルのモニター実施を経て一定の対応ガイドラインの提示を目指す。また被害確認の専門的面接は、初期の被害調査による分離保護の必要性を判断するための「被害調査面接」と、長期の対応方針、子どもの安全確保の要件を決定するための「被害確認面接」の2つに分けられ、現在慣例的に欧米の *forensic interview(ing)* の訳語として使われつつある「司法面接」とは区別して使用することを提案した。

性的虐待の被害確認については分担研究「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」で、主として欧米の *forensic interview(ing)* の技法を参照しながら、わが国の児童福祉分野独自の「被害確認面接」技法の確立を目指している。本年度はまだその途上にあるが、全国の実態調査の結果を踏まえて、訓練も含む実施可能な標準的な面接手法の試行モデルをまず作成し、そのモニター実施を通じて標準的な面接のプロトコルの作成を目指す。ただし、子どもの分離保護を判断したり、長期の支援における生活の場所を定めたり、援助方針を構築していくための立証性ある被害確認は、面接だけに留まらず、社会調査や医療診察などの総合的な調査結果として確定していくべき事柄として検討を進めている。

性的虐待を受けた子どもの中長期的な支援について、本研究では主として分離保護した子どもの施設での援助に焦点づけた支援のためのガイドラインの策定をめざしている。分担研究「性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究」の検討・調査によれば、性的虐待が施設入所時点では明らかでなく、その後の施設内での行動上の問題への対応の経過の中で過去やさらには施設入所後も継続している性的虐待の発覚があり、それらの対応が重要であることが明らかとなってきた。しかし、そうした実態は全国児童相談所の実態調査では附合するデータが得られておらず、今後の検討課題ともなる。施設における援助方策は、多様な子どもの問題性との照合を要することが分かってきており、その点では職員体制の異なる児童養護施設と情緒障害児短期治療施設での対応の違いと共通性についても今後の検討課題となっている。

なお、関連する領域との関係においては、以下の課題が確認されている。これらは直接には本研究の課題とはならないかもしれないが、當時、参考すべき視野に含まれる。

① 刑事・司法との関係

欧米とわが国の性的虐待対応のシステムの違いから、日本では刑事司法の法体系、対応システムと児童福祉の法体系、対応システムは別々に機能している。欧米のシステムでは、法的にも制度的にも福祉と司法は特に初期

の対応において協働して事業に対応する体制にあることから、しばしばわが国においても先進的なモデルとしての欧米モデルから福祉と司法の協働システムが議論されてきたが、基本的な技術レベルから法体制までの多様な課題があり、当面は個々独立に対応体制の整備を図るべき状況にある。この意味からも法的な被害確認面接：forensic interview(ing)については、司法の対応と区別する意味でも「司法面接」とは呼ばず、「被害確認面接」と呼ぶことを提案している。

② 産科・小児科・法医学との関係

いくつかの先進的な対応、あるいは地域に性暴力被害の医学上の診断の専門性をもった医療機関がある地域では、性的虐待の被害調査において医学診察が導入されているが、わが国でのこの分野の専門性はまだ未確立であり、医学的な被害確認診察を標準的な対応として導入することは困難である。ただし、特殊な事例に関しては、遠隔地であっても医療面からの診断を可能とするための何らかの工夫が必要と思われる。

ちなみに欧米では子どもの性暴力被害の医学的な診察・診断は小児科の専門分野となっている。日本では産科医のごく一部、法医学のごく一部が性暴力被害についての専門性を持っている程度である。

E. 結論

現段階では全てが作業途上であり、今後の検討を要する課題が多く認め

られるが、当面の課題については各領域で以下のようになっている。

①通告段階

学校を始めとする子どもの所属する場所・機関での子どもの性的虐待被害の確認と通告には、一般的な個人レベル、地域社会や組織レベルなど、様々なレベル・領域での性に関する意識・反応に関して、児童虐待対応としての整理が重要な課題である。調査と分析を踏まえ、機関連携における子どもの安全確保のための対応力を強化するための情報発信と研修を含むシステム作りが課題である。

②児童相談所の初期対応段階

虐待通告に際して、具体的な立証情報の少ない性的虐対の子どもからの告白を受けて、児童相談所の初期対応においては、子どもに調査すべき被害の疑いがどの程度あるのか、子どもの当面の安全を確保するためにどのような対応が必要か、初期からの非加害親の特定とその支援、子どもへの継続的な支援のための非加害親と非加害の他家族と被害を受けた子どもの関係性をどのように確保するかなどが課題である。

③児童相談所における被害確認

子どもからの正確な被害情報聴取のためには、まず子どもの確実な安全確保が必要である。そのためには通告からの一連の対応がシステム化されることが必要であり、その過程と並行しての様々な情報収集、社会調査も重要となる。欧米で開発されてきた法的な立証性を確保するための forensic

interview(ing) は福祉と司法の統合化を経て成立してきた技術であり、日本の児童福祉に特化した被害確認面接技術とその基本的なプロトコルを確立するために、まず試行モデルを作成し、その試行実施を通じて基本モデルを策定することが課題である。ただし、これについては日本固有の文化に照らしての基準化や法的妥当性の確保、専門性の訓練やその担当を公的機関、民間機関にどのように確保するかなど、多くの課題がある。

④非加害親への支援

非加害親への支援とその親からの子どもへの支援が、被害にあった子どもの予後にとって極めて重要であることが先行する欧米の研究でも報告されているが、子どもの保護と加害者の排除に関して全く法制度の異なる日本においてはその支援は容易ではない。限られた条件下ではあるが、子どもの支援にとって重要な非加害親への支援は、介入の初期から明示して取り組まなければならない課題であり、その手法の確立は児童相談所における初期対応からの一貫した重要な課題のひとつである。

⑤中・長期の子どもへの支援

中長期の子どもへの支援には、入所時点での性的虐待の被害が分かっている子どもへの援助と、入所以後の援助過程の中で性的虐待の被害が発覚する途中発覚のこどもへの支援がある。ともに、施設生活においては、性的虐待やそれに付随する多様な被虐待経験による問題行動、特に外傷性の性化

行動とよばれる性的問題行動や対人関係・社会適応に関する様々な問題行動への対応が必要となる。これまでの調査研究では、子どもの示す課題特性からいくつかの対応策が分類できるのではないかとみられており、その内容の確立と体系化について、試行プログラムの策定とそのモニター実施によるガイドラインの策定が課題である。

F. 健康危険情報

特になし。

G. 研究発表

特になし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当しない。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
分担研究報告書

教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイド
ラインの策定および啓発・研修に関する研究

研究分担者 玉井邦夫 大正大学人間学部教授
研究協力者 山本恒雄 日本子ども家庭総合研究所

研究要旨

性的虐待の初期対応において、子どもが所属する機関における子どもからの告白・開示への対応と通告は極めて重要な課題である。性的虐待はその特徴として、客観的証拠が得にくく、明示性のある情報が乏しい。原則的に具体的な目撃や証拠となる写真などの物証が無く、子どもからの告白が唯一の情報源であることもしばしばである。

こうした状況に加えて、性にまつわる個人的な感情や価値観、社会的な配慮や価値観が対応に大きく影響し、特に子どもへの実際的な反応において重要な要素となる。

こうした背景を検討したうえで、幼稚園から小・中・高等学校までの各学校における性的虐待対応のこれまでの経験、及び各機関での職員の意識についての現状を把握しておくことは、今後の効果的な対応方策を考えるうえで重要であると考え、学校現場における性的虐待対応のガイドラインの策定とそれにまつわる職員研修や情報発信の手法と課題の検討を目指した実態調査を計画、実施した。今後は、調査結果の分析を踏まえて対応ガイドラインの策定、職員研修や情報発信の方策の検討を進める。

A. 研究目的

本研究の目的は、主として子ども虐待の最初の発見者、通告者となることが多く、また子どもと家族の最新の状況についての情報把握をする立場にある学校・福祉・保健機関等の職員が、性的虐待の初期対応においてどうすればよいか、配慮しなければならないことは何かなどについての初期対応ガイドラインを作成することである。併せて子どもを預かる現場の職員が、隠され、潜在・潜伏しやすい性的虐待被害の実態をよく理解し、何らかの疑いを持ったときにはどうすればよいか、事後の法的対応にお

いて問題を起こさないような子どもからの情報聴取の方法、迅速で正確な通告と相談機関との効果的な連携など、性的虐待を受けた疑いのある子どもの安全を守るうえで重要とされる事柄を広く周知するための情報発信や研修プログラムのための参考データについても検討する。

B. 研究方法

本研究の主たる目的を性的虐待に関する学校現場の初期対応ガイドラインの作成に置いて、まず、日本の学校現場における性的虐待事例との遭遇実態を把握するための

調査を行う。調査にあたっては、子ども虐待の通告に関する最近の調査研究の検討、及び性的虐待固有の文化的、情緒的、個人的課題や学校における子ども虐待の把握から通告に至るプロセスに関して検討を加える。調査対象の選定については、性的虐待に関する対応経験を持つとみられる学校現場に広く調査が実施できるよう対象抽出に工夫を加える。本分担研究は、他の研究分担者が担当する児童相談所の対応ガイドラインの作成と連続するものであり、相互の情報交換と検討を行いつつ作業を進める。本年度はまず、学校現場への調査内容・対象の検討、及び調査を実施し、次年度以降に調査結果の集計・解析を踏まえたガイドラインの策定、及び研修等の検討に入ることとする。

(倫理面への配慮)

調査においては個人情報の扱いに留意し、個人が特定されるような情報の取得ができるだけ排除し、結果の報告にあたっては数量的に処理し、匿名化を行ったうえで発表することとする。従って調査対象として回答者がその経験を問われる事例当事者については、その内容の性質上、本人への告知・同意を確認することは困難であり、また個別的な情報として処理・発表することを排除することによって当該個人への告知・同意確認はせず、回答者の回答をもって情報提供への同意とみなす。

また調査にあたっては、文部科学省の担当課（文部科学省初等中等局児童生徒課）とも内容について調整を図り、日本子ども家庭総合研究所研究倫理委員会の審査・承認を受けている。

C. 研究結果

1. 虐待についての学校における受け止めと通告までの過程について

学校現場では、虐待が疑われる事例に遭遇した際、すぐに通告という行動が選択されにくい実態がある。これは、過去2回、研究分担者が関与した実態調査（平成14年ならびに17年）^{*)}においても明確になっている。学校はどのような子どもと保護者に対しても、先ず家庭との協力関係や相互理解を得ること、地域や家庭の教育との連携を重視する立場を自他共に要請している。また学校からの通告は、法律上は明かされないことになっており、通告を受けた相談機関も学校からの通告であるといった説明をすることはないが、現実には殆どの場合、学校が通告したことは周囲には一目瞭然という状況にある。従って、児童虐待の通告は十分にその確証があれば、法的義務として通告しなければならないという決断が働くが、その確証が得にくい状況では、家族との接触を検討したり、何とか虐待の確証を求める努力を続けたり、組織として通告する意思決定のための協議などの時間が必要になる。児童虐待防止法が学校に組織としての意思決定による通告義務を課してから、通告に先立つこうした学校組織内での意思統一が問われることになり、このことも通告へのためらい、時間的遅れを形成する要因になっている可能性がある。

こうした状況を踏まえ、本研究での調査では、学校現場に「疑い」と「通告」の中間段階にある「通告に踏み切る心証形成」ともいうべき段階があることを想定し、性的虐待事例との遭遇を、「今年度に回答者である教員自身が疑って通告」、「前年度以前

からすでに把握され、通告されていた事例」、「今年度に疑いを抱いたが現在でも通告していない事例（「心証形成」段階の事例）」、という3パターンに分けて調査することにした。

2. 性的虐待固有の課題と子どもからの被害の聴き方をめぐる課題

第2に、性的虐待はその発見のしにくさから、学校現場では本人の訴えによって事態を初めて認知・把握する例が多い。実際の学校臨床の経験では、こうした訴えに対して「誰にも言わないから」という約束をして本人の話を引き出すという例がままみられる。また子どもの側からも、同じような要請がなされる場合もしばしばあり、子どもの身を案じ、何とか話を聴き出したい大人が、ついつい子どもの話を「誰にも言わない」ことを約束してしまうこともある。もしも、子どもの秘密の要請に確約を与えながらやむを得ず通告することになったら、子どもは大人から二重に裏切られることになる。ひとつは加害者から、ふたつ目は告白した相手から。性的虐待はこうした裏切りと孤立に特徴があるので、子どもを援助する大人はたとえ子どもの意に染まないことであっても、誠実に本当のことを大切に子どもに接することが重要である。そういう援助者がいて初めて子どもは、相手が嘘をつかない、話しても大丈夫な人間関係を信じることが可能となる。しかし現実には事態はまだまだ混沌としているとみられる。援助者は子どもをだますつもりは無く、真実に迫るため、渋る子どもから本当のことを聴くためにはそうした約束も一時的な方便であり、その後の経過で修正は可能と考

える傾向が強い。こうした事態のうえに、性に関する事柄には、社会的なタブーや個々人の価値観、恥ずかしいとかいやらしいとか、人に何と言って説明したらいいのか分からぬ、話しても信じてもらえるか不安だといった個人的な感情や戸惑いが生じやすい。性的虐待の告白にしばしば伴う秘密の約束には、そうした性にまつわる個々人の固有の感覚が強く影響している。本研究ではこのような背景を考慮して、個人情報の特定が可能な限り排除できる形を工夫しながらではあるが、どのような事態で教員がどのような対応をしたのかをできる限り具体的に把握できるように調査項目を検討した。

3. 性に関する回答者の意識について

こうした個々人の性に関する意識は、子どもとの接触において直ちに関与する重要な要因である。表面的な約束事とは違って、子どもとの直のやり取りにおいて最も影響すると想像されるのは、当の人物の感情反応や個人的な価値観による言動である。過去の調査研究においても、性的虐待に限らず、虐待を疑わせる情報評価にはかなりのバラつきが有り、性的虐待に関しては調査者側では100%の虐待疑いとしての期待値をもって設定した項目についても回答において100%を示したことは無く、また子どもの安全について重要な立場である職務にある人たちの間にも、性に関する設問では虐待に該当しないとの回答が必ずあるというのが現状であると考えておいて間違いない*）。従って、性的虐待の初期の聞き取りや子どもへの対応、通告に至るまでの学校組織としてのやり取りにおいて、個人の性

に関する意識と反応傾向は重要な影響因子である。こうした各個人の性をめぐる価値観や感情（当人があらかじめ意識しているか、あるいはあらかじめ意識はしていないが、状況に直面することで露わになることなど）について把握し、その影響が対応を混乱させたり不適切な状況を生んだりしないように整理していくことは重要な課題であるといえる^{**)}。こうした点から、今後のガイドラインや研修プログラム作成の参考データとするべく、回答者各個人の性教育との関連など、性的虐待に關係する周辺的なことがらについて、回答者の意識を把握する内容を盛り込んでおくことも重要と考えられる。

^{*)} 以下を参照

- ・季 環媛、安山美穂：「しつけと虐待に関する研究」、2004、宮崎大学教育文化部付属教育実践総合センター研究紀要、12：117-130
- ・玉井邦夫：「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究報告書」、2004、平成14~15年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究促進費)研究 (研究代表者：玉井邦夫) 研究報告書
- ・才村 純：「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」、2007、厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)(主任研究者：才村 純)研究報告書
- ・玉井邦夫：「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」、2007、文部科学省研究会議報告書

^{**)} 通告や子どもの生活現場での子ども虐待の徵候を発見したり、子どもからの告白を最初に聴いたりする場面での対応について、欧米ではトレーニングを含むプログラムが用意されている。当然そうしたトレーニングに関連してジェンダーバイアスやエヌノ・セントリズムに関する課題も意識される環境にある。日本ではこうした専門職の個人的な性別、文化、価値観等に関する背景について組織的に統制したり訓練するようなプログラムを持っている機関は稀である。

4. 調査時期の選定

学校現場では担任の交代などの人事異動

が頻繁であるため、現場での経験を尋ねる際、少しでも時期がずれると、回答者がその職から外れてしまう危険性が高くなる。今回の調査では、当事者自身の経験に基づく具体的な対応過程についての質問を含むので、できる限り「今年度」の経験から回答できるよう、調査時期を年度の末に設定した。こうすることで調査対象は限定される面はあるものの、実際に当回答者が経験してきた事実にもとづく情報が得られやすいとも考えられる。

5. 調査対象の選定

性的虐待対応の実際の経験に基づく回答と当事者の意識調査を目的とするため、サンプルとしては以下の条件を充たす調整が必要となる。ひとつは全国調査として的一般性であり、調査が全国の各学校種別ごとの代表値となるように、学校種別ごとに一定の割合で抽出すること、もうひとつは虐待相談の中でもまだ少数例（全体の虐待相談の3~4%、事例数で1000件少し）しか表面化していない性的虐待についての調査であることから、虐待について、それなりの集積をみている可能性の高い領域があれば、サンプル設定の段階で重点的に調査できるように工夫することを考えた。最後に調査対象者であるが、実際の子どもとの接点が日常的にあり、何らかの子どもの異変に気づく可能性が高い立場の教員的を絞って調査することを狙いとし、校長・教頭等、直接の児童・生徒の監督・管理を担当しない管理職を外して設定することとした。

D. 考察

1. 調査内容 (別紙資料参照)